

Title	アメリカ"赤狩り"時代の極東問題専門家：「学術的客観性」の理念をめぐる論争を中心に(上)
Sub Title	American Far Eastern experts during the Red Scare of the early 1950's : the Senate internal security subcommittee's accusation of the Institute of Pacific Relations and the debate over "Scholarly Objectivity"
Author	佐々木, 豊(Sasaki, Yutaka)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.1 (1997. 9) ,p.131- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970900-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ“赤狩り”時代の極東問題専門家 —「学術的客觀性」の理念をめぐる論争を中心に（上）—

佐々木 豊

序

一九五〇年代前半アメリカに吹き荒れた“赤狩り旋風”の最中、アメリカ社会の「中枢」に巣くう共産主義者による「陰謀」の具体例として反共主義者によつて華々しく喧伝された事件の一つが、合衆国上院司法委員会国内治安小委員会〔通称マッカラーン委員会、パット・マッカラーン（Patrick McCarran、ネバダ州選出）上院議員が委員長⁽¹⁾〕による、民間のアジア研究団体、太平洋問題調査会（The Institute of Pacific Relations、以下 I.P.R. と略記）に対する告発であつた。一九四九年十月の中国

共産党政権の成立、また翌年夏の朝鮮戦争の勃発を契機として民主党トルーマン政権の対東アジア政策全般が見直される中、同委員会に結集した上院の反共主義者達は、

蒋介石の台湾国民政府を支持する「チャイナ・ロビー」⁽³⁾をその背後に有しつつ、國務省の極東問題専門家とそのブレーン・トラストと見なされた I.P.R. を、共産主義への「中国喪失」⁽⁴⁾の責任を負うべきスケープゴートとして激しく糾弾した。そこには、ニューディール期以来の民主党による長期政権維持にフラストレーションを蓄積させていた共和党保守勢力が、マッカラーンを中心とする民主党内の超保守派と手を結ぶことにより、トルーマン大統領とアチソン国務長官によつて指導された民主党リベラル派主導の外交政策の権威を失墜させる目論見があつたことは言うまでもない。

ところで、このようなアメリカ議会内の党派政治の次元とは別に、マッカラーン委員会による I.P.R. に対する告発は、民間研究団体の時事・政治問題に関する学術研究

アメリカ“赤狩り”時代の極東問題専門家—「学術的客觀性」の理念をめぐる論争を中心に（上）—

活動の在り方をめぐつて大きな論争を巻き起こしている。

即ち、マッカラーン委員会は、一九五一年夏から一年余りに及ぶ聴聞会を経て最終レポートをアメリカ議会に提出しているが、その中で同委員会は、IPRの主要メンバーが、過去の活動において「非党派的かつ客観的な学術研究」の推進という活動原則を侵して、アメリカ政府の対極東政策を「親共産主義路線」に導くために意図的な画策を行つたという告発を行つた。⁽⁶⁾ 国家権力によるこのような告発は、IPRがその設立以来、アメリカを含む加盟各国におけるアジア・太平洋問題研究の促進に大きな貢献を行つただけにIPR関係者に大きな衝撃を与えたことは言うまでもない。しかもここで興味深いことに、マッカラーン委員会の活動中、少數ながら一部の極東問題専門家や保守的知識人の間からも、IPRが過去の学術研究活動において「学術的客觀性」および「非党派性」の活動原則を破つて「左翼偏向」を示すに至つたとの告発がなされ、アメリカにおける極東問題を専門とするアカデミック・コミュニティ全体に少なからぬ影響を及ぼした。

このような告発に対し、IPR側は、過去の学術研究活動において特定の政治路線を採択する团体決議を行つ

たことは一度もないこと、そしてIPRの機関誌『パシフィック・アフェアーズ (Pacific Affairs)』等の出版物の中で中国情勢を含む時局のホットな政治問題に対しても何らかの見解が示された場合においても、それはあくまでその専門研究者の個人的見解を示したものに過ぎないと主張して反論した。ここに我々は、冷戦下アメリカの知識人の間で盛んに議論された、市民的自由の一つである「言論・表現の自由」と、学術研究上の規範としての「客觀性」の理念との間の緊張関係をめぐる当時の論争⁽⁷⁾が反映していたことを認めることが出来ると言えよう。

ところで、マッカラーン委員会によるIPRに対する議会調査活動とそれがその後のアメリカにおける東アジア研究に及ぼした影響の評価の問題に関しては、トーマス (John N. Thomas) による貴重な研究がある。この研究においてトーマスは、マッカラーン委員会のIPRに対するセンセーショナルな告発の大部分は慎重な吟味に耐えるものではないこと、また、このエピソードの核心には、反共主義勢力が喧伝したような「国家安全保障」の問題ではなく、民間研究団体が時事・政治問題を取り扱う際に考慮すべき「客觀性」の基準を含む、学術研究上の理念や哲学の問題があるという的確な指摘を行つてい

(8) る。しかしながら、この研究においては、米国IPRが一九二〇年代初頭以降の激動する極東情勢を分析するに当たって直面した最大の課題、即ち、IPRに集つた個々の極東問題専門家が、IPRの活動理念である「非党派性」及び「客観性」の原則を維持しつつも、ホットな時事・政治問題に関して自らの見解を表明する「偏論・表現の自由」を如何に認めていくべきか、という問題に関するでは、十分に掘り下げられた考察がなされていふことは言ひ難い。そしてまた、この論争の渦中に巻き込まれたIPRの個々の関係者が、IPRの活動理念を擁護する上で具体的にどのような反論を展開していったのかといふ肝要な点についてはほとんど分析がなされていない。

以上の点を踏まえ、本稿では、マッカラン委員会の活動を契機として当時の多くの極東問題専門家を巻き込んだ議論されたIPRの学術研究活動の理念や原則をめぐる論争の経過を詳細に辿りつつ、冷戦下のアメリカ社会の知的状況の一端を探ることを主たる課題とする。また、このエピソードが、一九五〇年代前半以降のアメリカにおける東アジア研究に与えた影響に關しても、再評価を試みてみたい。

註

- (1) 同時、米国議会の実力者であったマッカラン上院議員は、国内の共産主義者・団体を厳しく取り締まる意図した「国内治安法（The Internal Security Act）」（一九五〇年制定、通称マッカラン法）のスポンサーであり、また、トルーマン政権の対中国政策の批判者として知られていた。この国内治安小委員会は、「国内治安法」の適用に関する管轄権を有する委員会として、一九五〇年一二月に設立された。同委員会には、イーストランド（James Eastland、民主党）、ジョンソン（William F. Knowland、共和党）、ノーラン（William F. Jenner、共和党）上院議員を含む民主・共和両党の超保守派の反共主義者が多数そのメンバーに名を連ねていた。尚、同委員会は、一九五〇年代前半、アメリカの北東部の高等教育・研究機関を対象として、共産主義者の「あぶりだし」と告発を目的とする活動に精力的に従事した。一九五〇年代前半のマッカラン委員会の活動に関する記述、Ellen Schrecker, *No Ivory Tower: McCarthyism and the Universities* (New York: Oxford University Press, 1986), pp.161-189, 200-203, 213-214. を参照ねどる。まだ、マッカラン以前の上院議員達の経験に關しても、次の文献を参照。William Klingaman, *Encyclopedia of the McCarthy Era* (New York: Facts on File, Inc., 1996), pp.125-126, 202-203, 218-220, 251-253.
- (2) 太平洋問題調査会（The Institute of Pacific Relations, 以下IPRと略記）は、一九一九年、アメリカ・中国・

日本を含む国々の有識者によつてハワイで設立され、科学的な学術研究及びそれに基づく理性的討議を通じてアジア・太平洋諸国が直面する諸問題の解決を目指した、民間の調査研究団体であった。I.P.R.は、上記二国その他、加・豪・比・ニュージーランドの各國支部、また極東地域に植民地を保有する英・仏・蘭における関連団体をその加盟メンバーとしていた。また、ソ連の関連団体も一九三〇年代の中葉の一時期、I.P.R.の活動に参加した。

I.P.R.は、その設立から一九六一年に解散するまで、一三回に及ぶ国際会議の開催、機関誌『パシフィック・アフェアーズ (Pacific Affairs)』の発刊、また一三〇〇点余りの専門研究書を刊行し、当時、太平洋問題を専門に研究する唯一の民間国際組織として、加盟各国におけるアジア・太平洋研究の促進にヨニーカな足跡を残していく。I.P.R.の本部がニューヨーク市マンハッタンに置かれていたことが象徴したよつて、I.P.R.のアメリカ支部である米国I.P.R.は、そのメンバーがI.P.R.加盟各国の国際的な調整機関としての中央理事会 (The Pacific Council) の理事長職、各國支部との涉外・研究出版事業を担当する国際事務局 (The International Secretariat) の事務総長職をほぼ独占し、またその出資がI.P.R.の全予算の圧倒的比重を占めるなど、I.P.R.が民間国際組織として成長するのに、人的にも財政的にも極めて重要な貢献を行つてゐた。I.P.R.の設立に至る経緯や目的に関するPaul F. Hooper, *Elusive Destiny: The Internationalist Movement in Modern Hawaii* (University of Hawaii Press:Honolulu, 1980), chap., V; 片桐庸夫「太平洋問題調査会の軌跡」『群馬県立女子大学紀要』三 (一九八二年三月)、九三一—〇九頁; 山岡道夫「アジア太平洋時代に向けて—その前史としての太平洋問題調査会と太平洋会議』(フマニタス選書)、一九九一年) 等を参照。尚、本稿では、"I.P.R."は国際組織としての太平洋問題調査会を指すものとし、各國支部のI.P.R. (米国I.P.R.、日本I.P.R.等) と区別されるものとする。

(3) 「チャイナ・ロビー」のアメリカ国内における圧力活動の内容とアメリカ政界に対する影響力、またその活動がアメリカ政府の対東アジア政策や民間団体の学術研究活動に与えた影響の問題に關しては、以降の文献を参照。Ross, Y. Koen, *The China Lobby in American Politics* (New York: Harper & Rowe, 1974, originally published in 1961); Warren I. Cohen, "The China Lobby," in Alexander DeConde, ed., *Encyclopedia of American Foreign Policy: Studies of the Principal Movements and Ideas* (New York: Charles Scribner's Sons, 1983), vol. I, pp. 104-110.

(4) 周知のよハレ、アメリカ政府は一九二〇年代以来、蒋介石の国民党政権を支持し、第一次大戦中は連合国側の重要な同盟国として国民政府に対する様々な提携・援助政策を行つた。しかし、アメリカ政府による長年に渡る梃入れにも拘わらず、内戦の結果、国民政府が毛沢東率いる中国共産党に政権の座を奪われたことを契機に、その責任問題を追及する議論が、「誰の責任で中国が共産主義者に渡つてしまつたのか (Who lost China to the

communists?」）である標語のあと、當時のソルジャー・政界を搖ゆかした。

China Lobby," p. 110.

(5) 当時の外交状況一般について、Warren I. Cohen, *America in the Age of Soviet Power, 1945-1991: The Cambridge History of American Foreign Relations, Vol.IV* (New York: Cambridge University Press, 1993), pp. 51-55. ただし、戦後アメリカの反共主義の興隆とアメリカ国内の政党政治のダイナミズムとの関連を分析した論文に、古矢久「マッカーハイドと政党政治」『思想』六〇九（一九七五年）、1111～1111頁、がある。

(6) U.S. Congress, Senate Committee on the Judiciary, *Report on the Institute of Pacific Relations*. Report No. 2050. 82d Cong., 2d sess., 1952, pp. 63-70.

(7) 冷戦初期の一九五〇年代、アメリカの歴史学者の間で「歴史的客観性」の理想をめぐらし、のよくな論争が展開された。Peter Novick, *That Noble Dream: The "Objectivity Question" and the American Historical Profession* (New York: Cambridge University Press, 1988), chap. 11.

(8) John N. Thomas, *The Institute of Pacific Relations: Asian Scholars and American Politics* (Seattle: University of Washington Press, 1974), pp. 159, 163.

(9) 実際、ローハーの指摘によると、マーマスの研究は、概して偏見、反共主義者による攻撃によって窮屈に立たされたIPRに対し、「同情心に欠ける（unsympathetic）」ものの性格づけられる。Cohen, "The

I

アメリカ"赤狩り"時代の極東問題専門家—「学術的客観性」の理念をめぐる論争を中心(上)— 1111五 (1111五)

国際組織としてのIPRは、一九一五年の創立以来、ほぼ毎年開催される「太平洋会議」と呼ばれた国際会議の場における民間の有識者による自由かつ理性的な討論を通じて、太平洋諸国を取り巻く諸問題—人口・移民・人種関係・経済開発等—の解決に貢献すべく、非政府組織 (Non-governmental Organization, NGO) による民間外交の先駆となる活動を行つていた。⁽¹⁾ 特に一九一九二二年、米国IPR事務局長であったカーター (Edward C. Carter) がIPRの国際的調整機関である国際事務局 (International Secretariat) の事務総長に就任してからは、太平洋諸国を取り巻く経済・文化的問題だけではなく時局の政治問題にも積極的に取り組む活動方針をより鮮明に打ち出し、民間の国際組織として大きく成長を遂げることになった。⁽²⁾ 一九三一年には、IPRの学術研究部門の責任者 (research secretary) として、ローハンジーランド出身の気鋭の経済学者のジョン・コンドリフ (John B. Condliffe)、次いで一九三四年にはその門下生で後にカーターに次いでIPR事務総長に就任するホーランド

(William L. Holland)⁽³⁾ を迎え、また同じ年に、『パシフィック・アフェアーズ』誌の編集長に、内蒙ゴ研究で先駆的業績を挙げていた在野の学者ラティモア (Owen Lattimore)⁽⁴⁾ を任命するなど、有能な人材の確保・登用に努めた。他方米国 I.P.R. は、コロンビア大学出身者を中心とする若手の東アジア研究者をそのスタッフ・メンバーや会員に多数迎え、一九三五年にはその独自の機関誌として経済問題を中心に取り扱う『ファー・イースタン・サーヴェイ (The Far Eastern Survey)』誌を発刊するなど、アメリカにおける搖籃期の東アジア研究の言わば "クリアリング・ハウス" としての機能を果たし始めた。

さて I.P.R. が、アジア・太平洋問題を専門に研究する国際的な民間研究団体としての地位と名声を不動のものにしたのは、一九三〇年代後半から第二次大戦中にかけて極東國際情勢が激動した時期の一連の活動を通じてであった。即ち、一九三七年七月の日中戦争勃発後、I.P.R. はカーター率いる国際事務局主導のもと、戦争終結後の極東國際關係の平和的調整のための環境的条件の整備の問題や中国及び日本の国内政治・経済状況の分析を中心的課題とする円卓会議や学術出版活動に精力的に従事

した。⁽⁵⁾ また第一次大戦中は、アメリカ國務省の高官や I.P.R. 加盟各国の政府関係者を招いて開かれた二つの国際會議 [モン・トランブラン會議 (一九四一年)、ホット・スプリング會議 (一九四五年)] を開催し、アメリカ政府による戦後極東國際秩序構想のブルー・プリントの作成に陰に陽に貢献した。この間、米国 I.P.R. は、軍の民政要員育成プログラムへの講師派遣、新しく設置された戦争情報省 (The Office of War Information) に対する人材派遣を初めとして政府・軍の戦争遂行政策に全面的に協力し、アメリカ国内で当時希少価値であったアジア問題専門家を育成する母体、また人材供給源としての役割も果たした。⁽⁶⁾ I.P.R. はこのような実績を背後に有しつつ、大戦終了後はアジア・太平洋地域に永続する平和をもたらす国際環境の整備に向けて新たな貢献をすべく、順風満帆の滑り出しをしたかに見えた。

ところで周知のように、中國大陸においては、抗日統一戦線の下、小康状態を得ていた国民党と中国共産党の関係が徐々に悪化し、日本降伏後に本格的な内戦が再開されるに至ったが、共産党側の優勢が次第に明らかになると、蒋介石支持勢力は、アメリカ政府の対中国政策を国民党積極的支持の方向に誘導することを目的にア

メリカ国内において活発なロビー活動を開始し、いわゆる「チャイナ・ロビー」を形成した。この「チャイナ・ロビー」はアメリカ議会内の有力議員の支持を獲得して政治的影響力の拡充を計ると同時に、ソ連及び中国共産党を一枚岩とみなしつつ、この時点で国民党に批判的見解を抱く者ばかりではなく、過去において批判的見解を示した者に対してもほぼ無差別に「共産主義者」のレッテルを貼ることにより、国民党衰退の原因をアメリカ国内の「親共産主義者」⁽⁷⁾の「裏切り」に帰するプロパガンダ活動に従事した。そして、「チャイナ・ロビー」およびその同調者によって格好の標的にされたのが、一九三〇年代後半以降、極東情勢に関する国際会議や学術研究・出版活動に活発に従事していたIPRであった。

「チャイナ・ロビー」のメンバーによるIPRに対する最初の攻撃は、元米国IPRの会員で中国貿易商のコールバーグ (Alfred Kohlberg)⁽⁸⁾ によって、第二次大戦末期の一九四四年末になされた。アメリカ国内の「チャイナ・ロビー」の中心人物の一人と目されるコールバーグは、IPRの過去の学術研究活動を批判したカーター宛の書簡の中で、約九〇頁にも及ぶ『パシフィック・アフェアズ』、『ファー・イースタン・サー

ヴェイ』両誌を中心とする一九三〇年代後半から四〇年代前半に刊行されたIPR出版物中の記事の部分的切抜きを添付しつつ、それらにおいて中国共産党を批判した記事が皆無である一方、国民党政権に対しても厳しい批判的見解が示されていると主張し、その論調はアメリカ共産党機関誌『ニュー・マスイズ (The New Masses)』と軌を一にするものであると断定して、IPRが意図的に「共産主義路線」を採用していたという趣旨の告発を行つた。⁽⁹⁾これに対しIPR側は、「共産主義路線」に従うものとして指摘された記事の内容を詳細に解説する小冊子をすぐさま発行し、コールバーグが記事の記述の一部をそのコンテキストを無視して引用・批判している点を指摘して彼の告発の恣意性を暴いた。⁽¹⁰⁾しかしコールバーグはこれに懲りず、自ら創刊した反共雑誌『プレーン・トーク (Plain Talk)』誌上においてカーター、ラティモアらに対する個人攻撃を続ける一方、米国IPR理事会に対しても、過去、米国IPR内において共産主義者による「潜入」の試みがあつたか否かを調査する特別委員会を設置することを求める案件を提出した。この

ような執拗な要求に直面した米国IPR理事会は、結局一九四七年四月に内部調査活動を行う特別委員会設置の

必要の是非に関する全会員を対象とする無記名投票を実施し、その結果、⁽¹²⁾コールバーグの要求は圧倒的大差をもつて否決され、この件は一応の決着を見た。

ところで、コールバーグによるIPR攻撃の最中の一九四六年末、この時点すでにIPR事務総長職を辞任していたカーターは、当時の主要な東アジア研究者に書簡を送付し、IPRが過去の学術研究・出版活動において、特に「コントラヴァーシャルな（＝論争的な）」時事問題を取り扱った際、事実の正確な分析に基づいた「客観性」の基準を厳正に維持してきたといえるか否かに関して、「率直かつ正直な意見」を請うてている。このカーターの問い合わせに対し、例えば、一九三〇年代後半以降米国IPRの活動に参加して一時期事務局長（一九四二～四三）職を務め、戦後はプリンストン大学に奉職していたロックウッド（William L. Lockwood）は次のように述べてIPRの過去の活動を支持した。即ちロックウッドによれば、IPRは「民主主義、平和、人類の福祉」を強調し続けてきたことを唯一の例外としてどのような「社会哲学や党派的立場」に与したことはないこと、またIPRは「常に多様な見解に対して開かれた態度を示してきた」と述べつつ、IPRが「その活動

を解釈されることのない事実の集積のみを行い、ホットな問題を避けて通ってきたとするならばその使命を果たすことには失敗していたであろう」との見解を示した。そしてロックウッドは、IPRは今後とも「学術的客観性」の理想を掲げつつも、「現下の重要な、それ故、必然的に論争的な諸問題に焦点を合わせていくべき」ことを、カーター宛の返信の中で強調した。⁽¹⁴⁾また、当時米国IPRの理事の一員に名を連ね、ハーヴィード大学助教授の職にあつた新進気鋭の中国研究者フエアバンク（John K. Fairbank）の場合はより直截的に、「IPRは中国研究を行う際、その国内の緊張度が高く、一般的な状況が後進的であるため、どのような事実の探求も既得権益にとって意図的な暴露とみなされ、困難に直面してきた。特に国民党政権の問題を扱う際はそうであった。」⁽¹⁵⁾IPRの学術研究活動は「圧力団体のイモーショナリズムに神経過敏に反応することにより損なわることがあるではない。」⁽¹⁶⁾我々は、共産主義者とファシストが陥っている知的盲目性を避け、勇気と支持と知的自由の精神を持つて今後とも努力を続けていかなければならぬ」と述べて、IPRのこれまでの活動方針に全幅の支持と信頼の念を表明した。

い)のように、IPRの過去の学術研究・出版活動の性格や方針をめぐる論争は、一九三〇年代後半以降の中国の国内情勢の動向に関する分析と評価の問題を中心に行なっていくことになるが、コールバーグによる米国IPR攻撃が一段落した翌年の一九四八年、今度は、米国IPRが企画した中国を含むアジア諸国のナショナリズムの発展の分析を目指とする著作の刊行をめぐって、米国IPRの会員の間で対立が表面化した。

米国IPRは一九四八年、第二次世界大戦後のアジアにおけるナショナリズムの勃興の背景にある要因を歴史的に分析することを目的とした論文集の刊行を決め、その編著者に、一九三〇年代後半から米国IPRのリサーク・スタッフの一員に加わり、大戦末期には中国の国内情勢を分析した研究を著すなど活発な執筆活動に従事していたロッシンガー (Lawrence K. Rosinger) を指名した。⁽¹⁶⁾ところがこの指名に対し、米国IPRシアトル支部のメンバーであるワシントン州立大学教授のティラー (George Taylor) が横槍を入れた。ティラーはその理由として、ロッシンガーがその著作の中で中国共産党の勢力伸張の原因を分析するにあたって国内的要因を強調する一方、同党のソ連共産党との密接な連携や依存関係を

過小評価していると主張し、彼を「フェロー・トラヴェラ (即ち共産主義同調者)」と規定しつつ、米国IPRの理事会に訴えてまでその指名に反対する動きを見せた。これに対し、一九四六年カーターに次いでIPR事務総長に就任しロッシンガーの指名にも直接関与したホランドを中心とするIPR執行部は、東アジア研究者としての彼の業績や能力を高く評価してその指名を擁護した。そしてホландらを中心にティラーに対する説得工作が行われ、結局この件はこの時点においては穩便に処理された。⁽¹⁷⁾

ところでこの問題の処理中、米国IPRのシアトル支部長 (Charles Rockwood) とホランドとの往復書簡の中で、ティラーのロッシンガー批判は、彼の大学の同僚で中国社会経済史研究者のウイットフォーゲル (Karl Wittfogel) によって強く支持されていること、また、この二人はアメリカ政府の対中国政策をめぐつてラティモアやフェアバンクらと鋭く対立している点が言及されていた。⁽¹⁸⁾実際、ティラーとウイットフォーゲルは、後述するように、三年後のマッカラーン委員会の聴聞会でこれらの東アジア研究者の名を挙げつつ米国IPRを厳しく批判する証言を行っているが、このロッシンガーの指名を

めぐつて顯在化した米国 I P R の「内紛」は、アメリカ国内の東アジア研究者の間の分裂を予兆した事件として興味深いと言えよう。

以上のように、一九五〇年以前の時期においては、I P Rに対する攻撃・批判は「チャイナ・ロビー」及び一部の保守的知識人によつて散發的になされたに過ぎなかつたが、中国共産党政権誕生後の一九五〇年三月、マッカーシー上院議員 (Joseph McCarthy、ウイスコンシン州選出) がその國務省に対する攻撃の中で、ラティモアと、国際・米国 I P R 双方の要職を歴任し、当時アメリカ政府の国連特使を務めていたジエサップ (Philip C. Jessup) の両者の名前を挙げつゝ、I P Rを共産主義者の「前線組織 (front organization)」と規定したことにより、この問題は当時のワシントン政界の反共主義ムードに乗じて、米国政府や議会まで巻き込む「国家安全保障問題」として一举に膨れあがつた。⁽¹⁹⁾

折しも同年一月に、元國務省高官のヒス (Alger Hiss) が國務省機密文書漏洩事件をめぐる偽証罪で告訴された直後でもあり、マッカーシーの告発に何等かの対応を迫られたトルーマン政権は、上院外交委員会 [民主党タイディングズ (Millard Tydings) 委員長] による

議会調査活動を行うことにより、事態を穩便に收拾する方策を取つた。同年三月から六月にかけて開催されたタイディングズ委員会による聴聞会においては、ラティモア、ジエサップの両者とも証言台に立つてマッカーシーの告発が根拠薄弱なものであることを説得力をもつて主張し、同委員会も米国議会に対する最終報告書の中で彼らに対する嫌疑を晴らした。⁽²⁰⁾ しかし、ラティモアをソ連のスパイ組織の「頭目 (top agent)」とまで呼んでその告発に「自らの命運をかける」ともを言明したマッカーシーは、「チャイナ・ロビー」に同調する米国議会内の有力メンバーで、上院司法委員会及び自らの権限を用いて最近設立された国内治安小委員会の双方の委員長職にあつたマッカラーン上院議員と接触しつゝ、この問題の追及にその政治生命を賭けた。⁽²¹⁾ I P Rに対するさらなる調査に同意したマッカラーンは、そのエージェントを使って一九五二年二月、マサチューセッツ州リードにあるカーターの私邸内に保存されていた I P R 関係書類を半ば非法に押収し、入念な準備作業を経た後、五ヵ月後の七月に、上院司法委員会国内治安小委員会による第一回目の聴聞会の開催に漕ぎ着けた。⁽²²⁾

前 I P R 事務総長カーターによる証言を皮切りとする

マッカラーン委員会の聴聞会は、その後ほぼ一年間、延べ

七〇人余りの証人から約五〇〇〇頁にもおよぶ証言を採取し、先のタイディングズ委員会のそれを大きく上回る大規模な議会調査活動となつた。この間、元アメリカ共産党員で反共主義者に転向した“プロフェッショナル・ウイット・ネス”の異名を取るルイス・ルーオー（Louis Budenz）や、ウイロニー（Charles Willoughby）、ルーチェン（Eugene Doorman）ら日本占領政策にも関わった国務省関係者の証言者として登場し、同委員会の聴聞会はマスコミを賑わすセンセーショナルな性格を帯びた。⁽²³⁾ 次節では、マッカラーン委員会によつて召喚された多彩な証言者の中でも、少數ながら、IPRの過去の学術研究・出版活動を厳しく批判する側にまわつた極東問題専門家の証言内容に分析の焦点を当てる所にしたい。

註

(1) IPR主催の「太平洋會議」の討議内容の分析に関する

ては、片桐庸夫氏の以下の一連の論文を参照されたい。

片桐「太平洋問題調査会（IPR）と満州問題」『法学研究』五一卷九号（一九七九年）、四八一～八一頁。同「太平洋問題調査会（IPR）と移民問題」『法学研究』（二）五八卷六号（一九八五年）、三七～五六頁（二）五八卷七

号（一九八五年）、一一六～四四頁。

(2) カーターは、ハーヴィード大学在籍中から社会奉仕活動の従事し、第一次大戦前後はインド・ヨーロッパにおけるY M C A活動で中心的役割を果たすなど、幅広い視野と経歴を持った知識人であった。彼は一九二七年に米国IPR事務局長、次いで一九三三年にIPR事務総長に就任し、その組織運営能力や人材発掘の才をフルに駆使して、IPRが国際民間研究団体として成長するのに大きく貢献した。カーターのY M C A時代の活動に関しては、Katherine Mayo, "That Damn Y": A Record of Overseas Service (Boston: Houghton Mifflin, 1920) に詳しく述べたホーリー・カーターのIPRに対する貢献についても、William L. Holland, "Recollection of Edward C. Carter," Papers of Pacific Relations, Butler Library, Columbia University (文献収録)、IPR Papers (文献収録)、box 451。

(23) ハーバード・ホーリーの経歴記述は、最近出版されたホーリー・カーターによる回顧録、Remembering the Institute of Pacific Relations: The Memoirs of William L. Holland, edited and introduced by Paul F. Hooper (Tokyo: Ryuhei Shyosha, 1995), pp.167-195. を参照。

(4) カーターに抜擢された『ペシティック・アフターズ』誌編集長に就任したラティモアは、中国や内陸アジアにおける実地の生活体験からアジアの民衆に深い共感を寄せた知識人であり、同誌を学術的かつ論争的性格の強い雑誌にすることに尽力した。同誌の編集長辞任後の一九四一年には、アメリカ政府派遣の蒋介石に対する特別政

治顧問として重慶に滞在し、⁽¹⁾ 第一次大戦中は、アメリカ政府の戦争遂行機関の一つであった戦略情報局 (The Office of Strategic Service、略称 OSS) の太平洋作戦部長を務めた。海軍アーヴィング・マッカーシーによつて告発された時、⁽²⁾ ハーバード・ホプキンズ大学付属の国際問題研究所 (The Walter Heines Page School of International Relations) の所長を務めていた。後述するモハビ、ラティモアはその思想や経歴に故に、『赤狩り時代』⁽³⁾ 「チャイナ・ロジー」の最大の標的になれた。ラティモアの IPR との邂逅及び『パンチマイック・アフロアズ』誌編集長時代の活動に関する⁽⁴⁾ Robert P. Newman, *Owen Lattimore and the "Loss" of China* (Berkeley: University of California Press, 1992), chaps. 2-4; 鳥尾龍一『トマス・カ知識人と極東——ハド・ヘントルルの時代』(東大出版会、一九八五年)、11~18頁、等を参照。

(5) 一九二〇年代後半以降の IPR の学術研究事業の概要の意義に関する⁽⁵⁾ Paul Hooper, "The Institute of Pacific Relations and the Origins of Asian and Pacific Studies," *Pacific Affairs*, 60 (Spring 1988), pp.110-114.

(6) ハリスの公議の意義や討議内容、また戰時中の米国 IPR の活動に関する⁽⁶⁾ 沢井大輔、『未完の占領改革——アメリカ知識人と捨てられた民主化構想』(東大出版会、一九八九年)、第11章、111章を参照。

(7) Cohen, "The China Lobby," pp.106-108; Klingaman, *Encyclopedia of the McCarthy Era*, pp.69-70.

(8) ロールバーグが執拗な IPR 攻撃を行つた原因

の一つに、国民政府に対するアメリカの民間の援助団体の資金の運用に絡んだ問題をめぐつて、カーターと個人的に対立した点が指摘されている。それは以下のようなものであった。コールバーグは大戦中、アメリカ国内の民間の对中国援助組織の一員、The American Bureau for Medical Aid to China の責任者の地位にあつたが、カーターはその統括組織である The United China Relief の理事会のメンバーに名を連ねていた。一九四二年、アメリカからの援助資金が受け入れ側の国民政府関係者によって汚職や収賄に乱用されてくるとの噂がアメリカ国内に広まり、その真相を確かめるためコールバーグは自ら中国に出向き、国民党関係者と直接会見した。その後、彼はそのような噂が根拠がないものと確信し、国民党関係者を誹謗する「虚偽の噂」を広めたアメリカ側の責任者を罰するよう求めた。たまたま同じ時期に中国に滞在していたカーターとの件に関して会合を持つものの、カーターの賛同を得られず、この事件を機にコールバーグは、カーター及び彼が事務総長を務めていた IPR を、「国民党批判者=親共産主義者」と見なすおへになつたといふ。ロールバーグの経歴およびの間の詳しい事情に關しては、Thomas, *The Institute of Pacific Relations*, pp. 37-40; Cohen, "The China Lobby," p.106.

(9) Kohlberg to Carter, Nov.9, 1944, IPR Papers box 339.

(10) The American Institute of Pacific Relations, *An Analysis of Mr. Alfred E. Kohlberg's Charges against the Institute of Pacific Relations* (Feb., 1945), ibid. box 338.

- (11) 例へば、Sheppard Marley, "IPR-Carter's Pink Pills," *Plain Talk* (March 1947), pp.25-29.
- (12) "Special Meeting of the American Institute of Pacific Relations, Inc., April 22, 1947," IPR Papers box 338; Holland, *Remembering The Institute of Pacific Relations*, p.88.
- (13) カーターは、この年の1月に開催されたIPR中央理事会（於アトランチック・シティ）終了後に辞表を提出した。その背景には、前述した第一次大戦中のIPIR主催の国際会議の場において、英・蘭のアジア地域における植民地政策が主要議題の一つとして批判的に討議され、その上がIPRの英・蘭の支部の不興を買つて国際事務局批判が吹き出し、その結果、カーターが辞任に追いやられたことへ事情があつたらしい。Holland, "Recollection of Edward C. Carter," pp.18-19.
- (14) Carter to Lockwood, Nov.22, 1946, ibid. box 102 ; Lockwood to Carter, Dec.,20, 1946, ibid.
- (15) Carter to Fairbank, Nov.22, 1946, ibid. ; Fairbank to Carter, Dec.2, 1946, ibid.
- (16) ローハンガーザローハン大学で博士号を取得した後、一九三〇年代後半以降は、IPR及びIPRAと同じくハーバード本部を置く民間の外交問題研究団体である外交政策協会 (The Foreign Policy Association) によるリサーチ・出版活動に参加してしまった。まだ、一九四四年には、その著書 *China's War Time Politics* がプリンス頓大学出版部から刊行された。
- (17) Charles R. Rockwood to Holland, July 20, 1948, ibid. ; Holland to Taylor, Sep.7, 1951, ibid. box 337. 細町、H. J. プロハム・クーリーがロバート・ホールの財政的支援を受け、ロバムバーを編著者として *The State of Asia: A Contemporary Survey* としてタイルの上、一九五一年にAlfred A. Knopf社から出版された。また、同書は、『現代アジアの展望』となる表題の下に邦訳されてくる（日本IPR編、一九五二年）。
- (18) Holland to Rockwood, July 22, 1948, ibid. : Rockwood to Holland, Aug.6., 1948, ibid.
- (19) ハンナ・マコローハント大学の国際法の教授を務めた傍ら、一九三〇年代から四〇年代前半にかけてIPR中央理事会議長職（一九三〇～四一）と米国IPR委員長職（一九三七～四〇）を歴任し、戦後は国務省の顧問を務めた大物外交官であった。尚、マッカーシーは、IPR関係者を指発する際、彼の情報源をローランバーグに依存していたらしい。Holland, "Recollections of Edward C. Carter," pp.20-21. その後「マッカーシーベイビ」こと猛威を奮へ反共リストコトの発端となる事件の詳しき事実関係に觸れては David M. Oshinsky, *A Conspiracy So Immense: The World of Joe McCarthy* (New York: The Free Press, 1983), pp.117-138 ; Robert Griffith, *The Politics of Fear: Joseph R. McCarthy and the Senate*, 2nd ed (Amherst, Mass.: University of Massachusetts Press, 1987), pp.64-71.
- (20) タベド・ハケド数回のノベルが監督及びその最終

ポートの内容について、*Ibid.*, pp.65-101.

- (21) Oshinsky, *Conspiracy So Immense*, pp.136, 144, 207-208. マッカーハン上院議員の国内治安小委員会での証言、「敗」の証(+)を参照。

- (22) Thomas, *The Institute of Pacific Relations*, pp.77-79; Newman, Owen Lattimore and the "Loss" of China, pp.314-318.

- (23) 「彼らの人物を含むマッカラン委員会の聴聞会における主要な証言者の証言内容の分析に関しては、*Ibid.*, chap.21 を参照。邦語文献では、長尾、前掲書、一五章を参照。

II

一九五一年七月一五日に始まったマッカラン委員会の聴聞会開始直後の8月から9月の時期にかけてIPRを批判する証言を行った極東問題専門家は、前述したワシントン州立大学のウイットフォーゲルとティラーの一人に加え、ノースウェスタン大学のコールグローヴ(Kenneth Colegrove)、マクガヴァン(William McGovern)、マッカランに本拠を置く民間財團である世界平和財團(The World Peace Foundation)のデネット(Raymond Denett)の計五名であった。この中、マクガヴァンを除く四名は一九三〇年代後半から四〇年

代にかけてIPRの学術研究・出版活動に多かれ少なかれ直接携わった経験を有し、それ故、彼らのIPR批判はいわば貴重な「内部告発」としてマッカラン委員会によって特に重視されるに至る。それは、同委員会の最終レポートにおいて、彼らの証言内容が、IPRが「非党派性」や「客觀性」の活動原則を遵守していないかったことを示す有力な証拠として頻繁に引用されている。しかしながらみても明らかである。

先陣をきいたのはウイットフォーゲルであった。彼はもとドイツ共産党员でナチ政権成立後は一時強制収容所に入れられた経験を持ち、一九三〇年代後半にイギリス経由でアメリカに渡った政治亡命者であった。アメリカ到着後、コロンビア大学に席を置く傍らカーターを初めとするIPR関係者と知己を得、その最初の大著『中国社会の歴史 遼九〇九—一二一五』も米国IPRの支援のもと出版されていた。IPRがアメリカにおける彼の研究生活をどのように援助したにも拘わらず、八月七日の証言において、彼はIPRに対する厳しい批判者に転じていた。

ウイットフォーゲルはこの証言の中で、カーターを中心とするIPR関係者は自分を共産主義者と見なしてい

た間だけ研究活動を積極的に支援したこと、また『パシフィック・アフェアズ』誌には「余りにも多くの共産主義者、親ソ派の人間」が寄稿していたと述べ、同誌の「左翼偏向」を批判した。また彼は、コロンビア大学に所属する若手研究者を中心とする「共産主義者の研究会」が一九三〇年代前半活動を行い、ロッシンガーがその中心メンバーの一人であったこと、また一九三〇年代後半以降の中国情勢の分析をめぐってビッソン (T.A. Bisson) やノーマン (E.H. Norman) らと意見の衝突をみた点に言及しつつ、彼らを共産主義者と規定した。⁽¹⁾

この証言の中でウイットフォーゲルは特にラティモアに対して厳しい批判を行い、彼が正式の共産党員であったか否かに関しては明言を避けたものの、過去においてラティモアは常に「親ソ的立場」を取っていたと述べ、意図的にマルクス主義の専門用語の使用を避けようとしたとはいえ、その研究論文や著作の中で使われた中国社会における「封建的残滓」や「農本改革」といった語彙は、彼がマルクス主義的解釈に傾斜していたことを示す有力な証拠であると主張した。⁽²⁾

ウイットフォーゲルに統いて証言を行ったのは、彼のワシントン大学の同僚、テーラーであった。テーラーは、

マツカラム委員会によるIPR関係書類押収直後の二月中旬ホランドに書簡を送り、米国IPRの一部のメンバーの中に「客観的研究を行うのに不適格な分子」が若干おり、過去においてこれらの「共産主義分子」によるIPRへの「潜入」の試みが現実にあつたが故に、率直にIPR内部の「共産主義者の問題」の存在を認めてその名を晴らすべきであると主張していたが、この日の証言においてもこの見解を敷衍しつつ米国IPR批判を行つた。

テイラーはまず、第二次大戦中、この戦争の性格に関する自分の解釈、つまり、この大戦はひとり民主主義国と枢軸国との間の対決だけでなくアメリカを初めとする民主主義国家とソ連を盟主とする全体主義国家との間の闘争も内包している、をめぐって、元米国IPRの有力メンバーであつたフィールド (Frederick Field) と鋭く対立した点に触れ、彼を米国IPR内の主要な「共産主義分子」と規定した。⁽⁴⁾ また、前述したロッシンガー編著の研究書をめぐる米国IPR内部での対立に言及しつつ、彼を「客観的研究に馴染まない研究者」と呼んで、この論文集と過去のIPRによる出版物においてはほぼ同じ割合で「非客観的研究」が含まれているとの判断を示し

た。そしてテーラーは証言の結びとして、過去IPRが加盟各国における東アジア研究の促進に重要な貢献を行つてきた点を認めつつも、IPRが再びその有用な役割を果たすためには内部の「共産主義分子」を驅逐する必要があることを改めて強調した。⁽⁵⁾

ワシントン州立大学のこの二人の研究者に続いて、九月には中西部の名門大学の一つであるノースウェスタン大学のコールグローヴとマクガヴァンの二人が聴聞会で証言を行つた。

九月二〇日に証言に立つたコールグローヴは、一九三〇年代半ば以降米国IPRの会員に名を連ねていた日本政治外交史の専門家であった。証言の冒頭コールグローヴは、自分がIPRに加入したのは「バイアスから自由な科学的な探求」に従事する研究団体という評判を得てからであつたと述べる一方、米国IPRのメンバーが中心となつて一九三八年創刊された『アメレジア(Amerasia)』の編集委員を務めた経験から、この切られた点に言及した。彼のこの証言の背景には、第二次大戦中の一九四二年、同誌に掲載されたイギリス政府の対インド植民地政策批判した一論文を「学術的客観性」に欠けるとして、当時編集長を務めていたジャッ

フェ(Philip Jaffe)に激しく抗議し、それが原因となつて同誌の編集委員を辞任した経緯があつたが、この日の証言においても、この事件に触れて、大戦中『アメレジア』がアメリカの同盟国であるイギリスやオランダの植民地政策を批判した論文を掲載したことはIPRが「共産主義路線」に従つた証拠であると主張した。⁽⁷⁾

さらにコールグローヴは、中国共産党政権成立直後の一九四九年十月、米国IPR関係者も多数出席して開かれた国務省主催の極東問題専門家会議に言及し、ラティモア・ロッシンガーを中心とするグループが中国新政権の即時承認を主張して中国共産党及びその背後に控えるソ連の利益を意図的に推進しようとしたと述べ、この会議で議長役を務めたジエサップや、フエアバンク、ライシャワー(Edwin Reishauer、ハーヴィード大学)、ペファー(Nathaniel Peffer、コロンビア大学)らも、この「ラティモア・グループ」に近い見解を抱いていたことを仄めかした。またコールグローヴはこの証言の中で、特にラティモアに対して厳しい個人的批判を行い、彼が中国共産党を民主主義的な「農本改革者」とみなしてソ連共産党との密接な関係を認めていなかつたこと、また日本の天皇制廃止を支持したことや米軍の朝鮮半島から

の撤退を主張した」とは、「ソヴィエト路線」を採用していた明白な証拠であるという見解を示した。そしてコールグローヴは、IPRを「特定の路線を支持するプロパガンダ組織」と性格づけ、IPRの活動を財政的に支援していたロックフェラー財團にまで暗にその批判の矛先を向けた。⁽⁸⁾

このコールグローヴ証言から一週間後の九月二八日には、彼の同僚マクガヴァンが証言を行つたが、それは前述の証言者達にも増して痛烈なラティモア批判で特色づけられるものとなつた。日本近代史研究者のマクガヴァンは米国IPRの会員ではなかつたが、彼は、米国IPRに加入しなかつた理由は、ラティモアが編集長を務めていた『パシフィック・アフェアズ』誌が、自分が支持することの出来ない「路線」、即ち「スターリン路線」を採用していたからであると述べた。またマクガヴァンは証言の中でラティモアの日本占領政策に対する見解に言及し、彼が日本から工業生産力を奪う日本版「モーゲンソー・プラン」「ローズベルト政権下、財務長官を務めたヘンリー・モーゲンソー (Henry Morgenthau) は、ドイツに対する「懲罰的和平」を提唱した人物として知られている」の主唱者で、日本に「血生臭い平和

(a bloody peace)」をもたらす」とを望んでいたと述べた。マクガヴァンは具体的には、ラティモアが天皇制廃止論や財閥を解体して産業基盤を破壊する政策を支持していた点を取り上げ、そのような政策は「日本に共産主義をもたらす確実な方法の一つであった」と述べ、同様の「共産主義的」占領政策を支持した人物としてビッソンの名を挙げつつ、日本をアメリカの同盟国として維持することの必要性を説いた自分の見解との相違を強調した。そしてこの証言の結論としてマクガヴァンは、アメリカ政府は共産主義者のアメリカ社会への浸透を防ぐために防諜法を強化すべきであり、またインドシナを含む東南アジア地域において共産主義政権の誕生を防ぐことはアメリカの死活的利益に関わる問題であると主張した。⁽⁹⁾ ところで、このマクガヴァン証言の二日前（九月二六日）には、米国IPRの元事務局長であつたデネット (Raymond Denett) が米国IPRを批判する証言を行い、IPR関係者に大きな衝撃を与えていた。高名な極東研究者タイラー・デネット (Tyler Denett) の子息であつたデネットは一九四四～四五年の一年間、米国IPRの事務局長を務め、先のコールバーグによるIPR攻撃の際には、「独立した客観的研究に従事し、その結果を発

表する権利に挑戦するもの」と述べて I.P.R の学術研究活動を擁護していたが、この日のマッカラム委員会の証言においては、一転して、同じ「客観的研究」の名のもとに I.P.R 批判を展開した。

証言の冒頭デネットは、自分が事務局長在任中から I.P.R の出版物の中に「バランスの取れた客観的かつ学術的な解釈」とは相容れない「特定の見解」が示され初め、I.P.R が「客観的研究」を推進する民間団体という組織原則から逸脱したという確信を抱くようになり、そのような理由から事務局長の職を辞したと述べた。デネットは、その具体例として、戦時中、アジア諸国の地理・風土・歴史を紹介することを目的に米国 I.P.R のメンバーによって作成された陸海軍や高校の学習教材向けのパンフレットの中でソ連の極東政策に「極めて好意的な」記述がみられたこと、また、中国の国内情勢を評価する際、米国 I.P.R のスタッフの中に「反蔣介石・親中国共産党バイアス」を示す者がいた、と述べた。また、一九四五年の I.P.R 主催の国際会議（於ホット・スプリング）直前に開かれた米国 I.P.R の準備会議において、ジエサップ・ラティモアらが、国務省関係者を招待して中国の内政問題を主要議題として積極的に取り上げることを唱導

していたと述べ、これは米国 I.P.R が従来の活動原則から逸脱して、アメリカ政府の対中國政策に影響を与えることを画策するに至ったことを示すものであるという見解を示した。この証言の中でデネットは、前述の極東問題専門家とは異なり、米国 I.P.R の主要メンバーが共産主義者ないしはその賛同者であつたか否かに関しては言及を避けたものの、少なくともその一部のメンバーが民間研究団体として遵守すべき「非党派性」や「客観性」の活動基準を犯すに至つたという点を強調しつつ、その I.P.R 批判を展開した。⁽¹¹⁾

このデネット証言が象徴したように、本節で分析した証言者の I.P.R 批判の基調には、I.P.R の一部のメンバーが、時局の時事・政治問題を解釈する際、学術的な「客観性」の原則を侵犯して「特定のバイアス」（＝「左翼偏向」）を示すに至つたという告発があつたことが見て取れる。我々がここで問題とすべきは、I.P.R 批判者の言う「客観性」とは一体何を意味したのかということであろう。この点に関して、彼らは学術的「客観性」の理念それ自体を積極的に定義するのではなく、「左翼偏向」＝「非客観的」という図式を用いることにより、「客観的」＝「非左翼的」を暗黙の前提に置いていたという他

はない。また、その際、彼らはアメリカが体現する「民主主義・自由主義（＝反共産主義的）」体制にその忠誠を誓つていた」とは言つまでもない。しかしこれは、少なくとも認識論的レベルにおいてはナイーヴな立場であろう。なぜならば、もし「学術的客観性」とはあらゆる「価値判断から自由」で、「政治的に中立な」立場を取る」とじよつて保証されるものであるとするならば、「非（反）左翼的」立場を取る」とも、また欧米型の民主主義体制が体現する諸価値にコミットする」とも、それ自体、意識的な価値選択を含んだ行為に他ならず、その限りにおいてこの立場のみが「客観的」であるとは主張出来ないという反論も可能だからである。しかし、そもそも社会科学研究一般において、あらゆる「価値判断から自由」で純粹に「客観的な」立場が可能であるか否か、また、このような理想を掲げる」と自体意味があるかどうかを問う」とも出来よう。

問題はむしろ、当時の反共コンセンサスの中、「学術的客観性」の理想を短絡的に反共主義的立場と結び付ける知的風潮が支配的になつた点にあるように思われる。そのような閉塞し非寛容な知的雰囲気の中、上述した P R 批判者は「学術的客観性」の理想を言わば大義名分

に掲げつつ、中国の国内情勢や西欧諸国の植民地政策、また対日占領政策の方針といった極めて「論争的」な性格を有する時事・政治問題に対する自らの「党派的」見解を、それと異なる見解に対しほぼ無差別に「共産主義的」というレッテルを貼ることによつて擁護しようとしたといえるのではないか。それでは、こののような批判に對し、I P R 関係者はどのような反論を展開していくのであるか。次節においては、この点に関しても検討していく」としたい。

註

- (1) U.S. Senate, Committee on the Judiciary, Subcommittee on Internal Security, *Institute of Pacific Relations, Hearings* (以下、SISS/IPRと略記), pp.312-313, 320-322, 329. ビッソンは、一九〇〇年、ニューヨーク市で生まれ、ハーバード・カロンドラの両大学で学び、また中国に長期滞在した経験を有する極東問題専門家であった。一九三〇年代以降は、外交政策協会 ("I" の註(16)参照) と I P R の学術研究・出版活動に加わり、日中戦争期から極東情勢 (特に政治外交問題) に関する多くの論稿を執筆した。また大戦後は、連合国総司令部 (GHQ) の民生局の一員として来日し、財閥解体政策の積極的な推進者の人となつた。マッカラン委員会でその名が挙げられた当

時は、カリフォルニア大学バークレー校の東アジア講座の講師を勤めていた。尚、ビッソンは一九三七年六月、「ウティモア」と共に、当時中国共産党の拠点があつた延安を訪問し、毛沢東、周恩来を初めとする党幹部と会見した。後年、ビッソンはその時の会見録として、*Yenan in June 1937: Talks with the Communist Leaders* (Center for Chinese Studies China Research Monographs No.11(1972) を翻訳した。同時に、ビッソンを含む中国情勢に關心を寄せたアメリカ人が、中国共産党および共産主義者に対する抱いた見解・イメージを分析した研究¹⁾、Kenneth E. Shewmaker, *Americans and Chinese Communists, 1927-1945: A Persuading Encounter* (Ithaca: Cornell University Press, 1971) がある。また、ビッソンの経歴に關しては、Howard B. Schonberger, *Aftermath of War: Americans and the Remaking of Japan* (Kent, Ohio: The Kent State University Press, 1989), chap. 3. を参照。

またE・H・ノーマンは、長野県軽井沢にカナダ人宣教師の息子として生まれ、幼少期を日本で過ごした知日派の日本近代史研究者であった。ハーバード・コロンビア両大学で学んだ後、一九三八年からIPR国際事務局のリサーチ・アソシエイトとしてIPRの調査研究活動に短期間従事し、一九三九年カナダ外務省に入つてからは職業外交官の道を歩んだ。またビッソン同様、大戦後、GHCのカナダ代表部の一員として日本に滞在している。ノーマンの歴史家、また外交官としての経歷に関しては、以下の文献を参照された。²⁾ John Dower, "E.H.

Norman, Japan and the Uses of History," in E.H. Norman, *Origins of the Modern Japanese State: Selected Writings of E.H. Norman*, edited by John Dower (New York: Pantheon Books, 1975), pp.3-103. 翻訳文獻では、上藤美代子『懸闘の外交官——ベーベル・ノーマンの生涯』(碧波書店、一九九一年)。

(2) SISS/IPR, pp.309-310, 325-335. ビッソンの直後、カーターはホーリーに書簡を送付し、その中で、ウイットフォーゲルが厳しくIPRを批判した理由として、彼は冗長な饒舌癖の故にIPR主催の国際会議に招待されなかつたため、IPR執行部に対して個人的な恨みを抱くようになったのではなくかと推測を行つた。 Carter to Holland, Aug. 23, 1951, IPR Papers box 264.

(3) Taylor to Holland, Feb. 16, 1951, IPR Papers box 337.

(4) SISS/IPR, 344. ハーバードは、母方の祖父に鉄道工として有名なCornelius Van Derbuilt (ヴァンダービルト)

を持つ百万長者の家系に生まれ、ハーバード大学在籍中以来、左派思想に共鳴していた。カーターと知己を得て一九二九年以來IPRの活動に参加し、一九三四年から四一年まで米国IPR事務局長を務めたが、大戦中はアメリカ共産党の反戦活動に参加するためIPRの職を辞し、「赤い百万長者」と呼ばれた。ハーバードの政治思想や活動歴は、IPRが共産主義者の「潜入」を許した組織であるところ、反共主義者のIPR攻撃に、格好の材料を提供した。この間の事情については、彼の自叙伝、*From Right to Left: An Autobiography* (Westport,

Conn.: Lawrence Hill & Company, 1983), pp.116-133. を参照。尚、フィールド・ルーハーは、第一次大戦中の1941年、ルーハーの著書 *America in the New Pacific* (New York: McMillan Company, 1942) の内容を述べて、『ペシフィック・アフロアーズ』誌上で論争を行った。この論争の詳しい内容に関しては、同誌の一九四一年六月号、1111八～1140頁(フィールドの書評)と九月号、1159～1161頁(トーハーリによる反論)を参照。

(5) SISS/IPR, pp.345-349.

(6) ジャッファはニューヨーク市出身のユダヤ系アメリカ人で、左翼的信条を有していた知識人であった。このコールグローガとジャッファの論争は、『アメネシア』一九四一年十月号に掲載された、Kurt R. Mattush, "The American Public and India" をめぐって行われた。尚、『アメネシア』は、一九三七年、フィールドとジャッファが財政上のスパイハサードとして、日本の中国侵略政策を批判するなどを主たる目的に創刊された雑誌であった。同誌の編集委員には、ラティモア、ビッソンらが名を連ねていた。ところで注意すべきは、同誌は確かに米国IPR関係者が中心となつて創刊されたとは云え、米国IPRの公式の機関誌ではなかつたこと、そして「非党派性」の原則を有するIPRの機関誌上には掲載しなく、執筆者個人の政治的見解を表明するためのオピニオン・ページ』発刊の経緯も開いては、Field, *From Right to Left*, pp.126-129; Thomas, *The Institute of Pacific Relations*,

pp.23-24; 参照、前掲書、一八～111頁。

(7) SISS/IPR, pp.907-909.

(8) Ibid, pp.917-935. 実際、コールグローガは、このマッカラン委員会における証言に引き続いで、一九五一年末、免税権を持つ財團の活動を調査するために下院に設置された調査委員会においても証言し、IPRとIPRの活動を財政的に支援しておいたロシクフラー財團を厳しく批判してゐる。U.S. Congress, House of Representatives, The Select Committee to Investigate Tax-Exempt Foundations and Comparable Organizations, *Hearings on Tax Exempt Foundations*, 82d Cong., 2d sess., 1953, pp. 555-559.

(9) SISS/IPR, pp.1007-1034.

(10) Denett to Member, undated, IPR Papers box 339.

(11) SISS\IPR, pp. 938-997. ホワイトは後日、このデネットの証言を反駁すべくヤクンダムを執筆してゐるが、その中で、デネットが米国IPRの事務局長職を辞した背景には、彼の組織運営能力の欠如や経験不足等の理由により米国IPRの執行部の決定により半ば強制的に辞任せられたところの経緯があつたことに觸及し、そのことが彼をして米国IPRの批判者に転じさせた一因になつたのではないかとこゝ推測を行つてゐる。William L. Holland, Memorandum on Raymond Denett's Testimony, IPR Papers box 265.

III

マツカラーン委員会の聴聞会で出された上述のような批判に対し、IPR側は、問題がその組織原則や学術研究や出版活動の理念の核心に関わるものであつただけに、すぐさま反論を行つた。

マツカラーン委員会による聴聞会開始後、国際事務局を中心とするIPR執行部による反論の第一陣は、八月中に用意された『IPRに関する真実と虚偽』においてなされた。この小冊子の中でIPR執行部は、これまでの聴聞会で出されたIPRに対する嫌疑は、先のコールバーグによるIPR批判の焼き直しに過ぎないことを指摘しつつ、以下のような反論を行つた。即ち、IPRは事実を冷静に探求する専門家集団であり、如何なる団体決議や政策立案を直接の目的とする活動を行つたことはないこと、そして、IPRは政治的信条や見解を異にする多様な会員から構成されており、IPRの会員同士の間でも極東情勢の評価をめぐつて意見の相違が見られること、また他国政府やその外交関係に関して何らかの見解が示された場合でも、それは各専門家の個人の責任でなされたものであり、常に個々の研究者がその見解を表

明する自由を尊重してきたこと、等を強調した。特に中国の内政状況といった「コントラヴァーシャルなトピック」を取り扱った場合でも中国共産党の政策を唱導することは一度もなく、「客観的」かつ「非党派的」性格を維持するよう細心の注意を払ってきたこと、他方このことはIPRが過去において無謬であったと主張するものではなく、IPRの活動に参加したメンバーの中にはその著作・研究活動において「思慮の欠けた判断」を示したことがあったかもしれないことを認める用意があること、しかし、だからといってIPRが共産主義者に操られた組織であるという嫌疑の実質的証拠は皆無である、⁽¹⁾と主張した。

そしてIPR執行部はこの小論の結論部において、IPRのような独立した民間研究団体が有益な役割を果たすためには、極東地域が緊張している今こそ「コントラヴァーシャルな諸問題」に関する「率直かつバランスのとれた議論」を行うことが必要であると述べる一方、これまでのIPRの出版物の中のごく一部分を恣意的に取り上げてあげつらうのではなく、過去二五年余りの間、IPRがアメリカを初めとする加盟各国における東アジア研究を促進するために行つてきた学術研究活動をその

総体において評価する」とこそ、フェアな態度であると訴えた。⁽²⁾

また十一月には、I.P.R.ニューヨーク本部から、この時点までの聴聞会において「共産主義シンパ」として名前が挙げられた極東問題専門家による宣誓供述書・メモランダム等を集めた冊子が発行された。その中で、例えばビッソンは、自分がI.P.R.の活動に参加していた間、

「共産主義分子」がI.P.R.の活動に影響を与えるようとしたことは皆無であり、また自分の著作や論文が共産党の影響下に書かれたことは一度もなかつたことを強調した。そしてビッソンは、「国民党政府が国内改革を有効に実施していだならば、中国が共産主義者の手に陥ることはなかつたであろう」と述べて、自分を含む一部の極東問題専門家が、アメリカ政府が国民党支持に深入りすることを避けるべきであるという論陣を張つたことは正しかつたと主張した。⁽³⁾またロッキンガーも、自分は過去の著作・研究活動において共産主義を含めたどのような「路線」に従つたことはなく、そこで示された見解は事実を慎重に考慮した上で自分の独立した判断の結果表明されたものであると述べ、實際、*The State of Asia*を含む自分の過去の著書や論文が、圧倒的多数の極東問題専

門家によつて「公明正大」かつ「客観的」な研究と評価されていることに言及した。さらにロッキンガーや、マッカラーン委員会による聴聞会が「中傷」そのものを目的としていると述べて強い懸念の意を表すと同時に、自分が極東情勢に関して発表した論文や著作に対する最終的評価は、「個々の読者自身の手に委ねられるべきである」と主張した。⁽⁴⁾

さて、前節で分析した極東問題専門家の証言が如実に示したように、聴聞会開始当初から最も頻繁にその名が挙げられて批判の集中砲火を浴びたのはラティモアであつた。彼は聴聞会が開始されてから半年余り経つた一九五二年二月末から三月にまたがる一二日間、自ら進んで証言台に立ち、マッカラーン委員会のメンバーによる悪意に満ちた質問攻勢にも臆せず自己の拠つて立つ立場を勇敢に主張し、極東問題を専門とする一知識人として独立不羈の精神を示している。このラティモアとマッカラーン委員会の「対決」の模様に関しては他の研究に詳しいので、ここでは、ラティモアがこの2月の証言の直前、彼にかけられた嫌疑に反論するために執筆した声明文やメモランダムを手掛かりに、彼の主張を分析することにしたい。

ところで、この時点までにマッカラーン委員会のメンバーや上述の極東問題専門家を含む聴聞会の証言者によつて、ラティモアが意図的に共産主義者の利益を推進しようとした有力な証拠として頻繁に取り上げられたのは、彼がIPRの研究出版事業の執筆者の選定に関して助言を行つた一九三八年夏の書簡、対日占領政策観、中国新政権承認問題を討議した國務省主催の専門家会議（一九四九年十月）における彼の役割、そして『パシフィック・アフエアズ』の編集方針、の四点であつた。

第一の、ラティモアが当時のIPR事務総長カーターに宛てた一九三八年夏の書簡については、以下のようないきがつた。一九三七年七月の中戦争勃発後、カーターを中心とする国際事務局が中心となり、この戦争の背景的要因や戦後の極東の国際関係の平和的調整を学術的に究明するため、「調査シリーズ（The Inquiry Series）」と名付けられた研究出版事業が企画された。この研究事業の下、新進気鋭の東アジア研究者による専門研究書が相次いで刊行され、「調査シリーズ」はアジア・太平洋問題を取り扱つた最初の本格的な研究事業として今日に至るまで高い評価を受ける画期的なものとなつた。⁽⁶⁾ ところで、「調査シリーズ」の中国問題を扱う

部門の執筆者の選定に当たり、ラティモアがカーターに宛てた七月二〇付けの書簡の中で、後に共産主義者と判明する「アジアティカス（筆名）」、陳翰笙、冀朝鼎の三名を推奨していたことが押収したIPR関係書類を詳細に分析したマッカラーン委員会の日に止まり、この書簡の内容は聴聞会初日のカーター証言の中で取り上げられて以来、ラティモアが「共産主義路線」を押し進めようとした有力な証拠として大々的に宣伝されることになった。この書簡は、ラティモアが文面の一部において、この三人に執筆を依頼する」とは「非常に抜け目がない浮き彫りにするであろう」と述べた、とかく“the cagey letter”と呼ばれるようになり、ウイットフォーゲル、コールグローヴ、デネットらも各々の証言の中で、マッカラーン委員会の顧問弁護士サーワイン（Julien Sourwine）によるこの件に関する質問に答えて、この書簡の内容はラティモアがその学術研究を「共産主義路線」に誘導しようとした有力な証拠として採用されるべきであることに賛同していた。⁽⁷⁾

この問題の書簡については、ラティモアは次のような説明を行つてゐる。ラティモアはまず、この手紙が一三

年も前に、友人（カーター）に対して形式ばらずに書かれた私信であり、カーターも自分も「調査シリーズ」を「共産主義路線」に導く意図を全く持ち合わせていなかつたこと、そして、そもそも自分はこの研究出版事業の執筆者の選定に影響力を及ぼす立場になかつたと言明した。このように前置きした後、ラティモアは、この手紙の文面は当時の極東国際関係の文脈において理解されるべきことを強調した。彼によれば、この手紙が書かれた当時、中国情勢をめぐる最大の懸案は中国共産党的動向ではなく日本の中国侵略であつたこと、そして日本軍の中国大陸における行動の「残酷さとシニシズム」を目の当たりにし、自分はこの研究事業を満州事変の際のリットン報告書のような「無効かつ陳腐な」ものにするではなく、「コントラヴァーシャルな」問題に真正面から取り組む研究事業にすべきことを望んでいたと述べた。

そして「ラディカルな諸側面」という言葉は、日本帝国主義に対抗するための国民党と共産党との抗日統一戦線の形成及び両陣営の提携に基づく中國国内改革の可能性に対する大きな期待は、当時は自分のみならず多くのアメリカ人によつて共有されていた感情であつたと述べた。

さらによつて、自分は国民党側の「自由主義的知識人」が、共産党との提携による国内改革に真正面から取り組む気概を持っていたかについては甚だ疑問を持ち、この三名なら日本の中の中国侵略の実態や国民党と共産党との間の実りある提携を実現する上で解決すべき諸問題を浮き彫りにするであろうことを期待したとは言え、彼らが共産主義者と事前に知つた上で推薦したわけではないと主張した。⁽¹⁰⁾

次に、コールグローヴらによつて批判された、一九四九年秋の國務省主催の会議における自分の役割に関しては、國務長官アチソンに書簡を送つてまでしてこの会議の議事録の公開を求めると同時に、以下のような反論を加えた。ラティモアはまずこの会議における「ラティモア・グループ」の存在を強く否定し、自分は何も中国共产党政権の即時承認を無条件に支持したのではなく、アメリカ政府が取るべき外交上の選択肢として真剣に考慮すべきことを提唱したに過ぎないと述べた。そしてこの会議に出席した銀行家や産業資本家の中にも中国の新政権の承認がアメリカの国益に沿うものであることを主張した者がいたことに言及しつつ、この時点では、そのような見解を抱くことは何ら「非愛国的かつ破壊分子的行

為」ではなかつたことを強調した。また、ラティモアは、中国新政権承認問題は、アジア各地で勃興しつつあるナショナリズムの高揚との兼ね合いで捉えられるべきであり、それ故アメリカは「現状維持」に固執するのでなく、各々の国々の最大多数の民衆に受け入れられる「革新的かつ自由主義的な」体制の実現を奨励すべきであると主張した。⁽¹²⁾

また、マクガヴァンによつて「血塗られた平和」を唱導したと告発された対日占領政策に関する自分の見解については、ラティモアは次のような説明を行つた。ラティモアは敗戦後の日本の経済状況と賠償責任能力を調査するためアメリカ政府によって一九四五年末派遣されたポーリー使節団[The Pauly Mission, Edwin Pauly はアメリカの実業家]の随員として来日して賠償問題に関する報告書の作成に中心的役割を果たしていたが、彼によれば、その中で自分が軍事目的に使われた日本の工業生産能力の破壊を唱導したのは事実であるが、これは日本の産業構造が戦争遂行のため重化学工業に偏重していたことを鑑みればむしろ理に適つた提案であり、「共産主義的陰謀」や「血塗られた平和」などとは程遠い内容のものであつたと主張した。また天皇制の処遇に関する自

らの見解に就いては、自著『アジアにおける解決 (The Solution in Asia)』(一九四五年) の一部を引用しつつ、自分が天皇と皇族を国運の監視の下に中国に抑留せよと提唱したことは、当時多くのアメリカ人が日本人の大量殺戮を要求していた時になされたむしろ「情け深い提案」であつたこと、さらにアジアの民衆がアメリカを尊敬するのは、イギリスによる植民地支配の桎梏を打ち破つて独立を勝ち取つたという歴史的事実に因るものであり、この点から言つても、天皇制を含む世襲の君主制や封建的な貴族制の維持を支持することはアメリカの利益に沿うものではないことを考慮してこのような提案を行つたと説明した。⁽¹⁴⁾

そしてマッカラーン委員会の多くの証言者によつて「親共産主義的バイアス」を示したとして告発された『パシフィック・アフェアズ』に関しては、ラティモアは当時の自分の編集方針を以下のように述べて擁護した。即ち、自分が編集長を務めていた期間（一九三四～一九四〇）、同誌の基本的な編集方針として、アジア・太平洋諸国を取り巻く諸問題に関するすべての重要な事実・意見・論争を紹介することに努め、論争を避ける代わりに当該問題に関する出来るだけ多くの見解を募つて多角的視点を

維持することにより、議論のレベルを可能な限り「客観的な」ものに保つようにした。自分が掲載を認めなかつたのは、すべてを「資本主義」や「帝国主義」の問題に還元する共産主義者によるプロパガンダ的論文や中国に對する侵略を「防共」の名のもとに正当化しようとする「親日的」論文の類であり、他方、その論文が論争的な性格を有する問題を扱つたものであつても事実の正確な分析に基づくものである限り積極的に採用し、また同時にその見解に対抗する論点を示す論稿も掲載することによつて公正さを維持することに努めた。このような編集方針に対してもソ連や日本から抗議が寄せられ、特に一九三〇年代後半以降は両国の極東問題専門家から論文を募ることは非常に困難になつたが、自分は自由な意見を表明することを妨害する恣意的な検閲の試みに関しては常に断固として反対する姿勢を堅持し続けた、と主張した。⁽¹⁵⁾

総じてラティモアは、自分が過去、極東情勢をめぐる政治的問題に対して示した見解は、どのようなイデオロギーや政治団体にも従属しない「独立した個人」の責任で示されたものであり、常に自らの政治的見解を臆することなく表明してきたことを強調した。そして、極東情

勢の諸問題に関する自分の見解はこの一〇数年の間に変化を被ると同時に修正され、また、国共合作に対する楽觀的見通しを初めとして時として「判断の誤り」を犯したことがあつたとは言え、それらは決して「共産主義」や「マルクス主義」への傾斜を示したものではないと断言した。⁽¹⁶⁾

ところでここで特に注目されるのは、ラティモアは自らの立場の正当性を、アメリカの民主主義や知的自由の伝統の中に求めている点である。即ちラティモアは、マッカラーン委員会の聴聞会 자체を「事実の露骨な歪曲」、「眞実に対する悪意に満ちたカリカチュア」と特色づけ、同委員会の活動こそアメリカを全体主義体制に導く眞の「破壊分子」であり、それがアメリカの民主主義に呈する脅威は共産主義のそれに劣らないと警告する一方、「表現・言論の自由」、「思想の自由市場」の原則を擁護する自分達こそ、アメリカ民主主義の伝統を継承する眞正の「保守主義者」であると宣言したのであつた。我々はここに、マッカラーン委員会とラティモアの「対決」の核心には、どちらがアメリカの民主主義・自由主義の伝統の守護者であるかをめぐる「正統」と「異端」の争いがあり、比喩的表現を使えば、「正統」を自負する「大

「審問會」(マッカラン委員会)の攻撃に対する、「異端」(フティモア)の側からやる信念に根差した反論がある(18)。たゞが見て取れるに止む。

註

- (1) *Truths and Untruths about the Institute of Pacific Relations*, August, 1951, IPR Papers box 269, pp.1-4.
- (2) *Ibid.*, p.5.
- (3) Bisson to Holland, Sep. 15, 1951, in *Some Replies to McCarran Subcommittee Allegations* (Nov. 1951) in *ibid.*
- (4) Memorandum by Lawrence K. Rossinger, Oct. 8, 1951, in *ibid.*
- (5) Newman, *Owen Latimore and the "Loss" of China*, chap.22; 右尾、前掲書、11K六~11七六頁。フティモアは、一九五一一年一月一十六日から二月二十一日の中間、延々一日間に渡りマッカラン委員会の聽聞会で証言を行つてゐる。
- (6) 「調査シリーズ」の目的と意義、あたりの研究プロジェクトの成果を利用して開催されたI.P.R第七回国際会議(於ヴァージニア・ビーチ、ヴァージニア州)の討議内容に関しては、拙稿「太平洋問題調査会とアメリカ知識人—「調査シリーズ」の「非党派的客觀性」を巡る論争(一九三七~一九三九)を中心にして」『アメリカ研究』一九(一九九五年)、一九七一~一五頁を参照。
- (7) «アジアティカス»の素性に関しては不明な点が多い。

ものの、その本名を Heinz Muller とする、ドイツ共産党のメンバードらだと推測されるに止む。Shewmaker, *Americans and Chinese Communists*, pp.115-116. また、陳翰笙 (Chen Han-seng) は、ソ連滞在中の一九三四年頃にソ連共産党に入党し、一九三五年には中国共産党に入党し、中華人民共和国成立後は、中国社会科学協会で活躍した。冀朝鼎 (Ji Chaoding) は、一九二六年に中国共産党員に入党し、コロハニア大学で博士号(中国社会経済史専攻)を取得し、第一次大戦中は国民政府の蔵相(H.H. Kung)の側近として中国中央銀行の調査部門の責任者となり、ついに中国共産党政権成立後は、要職を歴任した。陳、冀とともに一九三〇年後半代、I.P.R国際事務局のリサーチ・スタッフを一時務め、特に冀の場合は、I.P.R第七回国際会議のためのデータ・ペーパー("War-Time Economic Development of China")を執筆してゐる。ホーリーは、當時I.P.R執行部は、彼らが正式の共産党員であったとは知らなかつたとは云ふ、この二人の場合は、共産党員によるI.P.Rへの「潜入」の例と見做すことが出来るがゆえん、ホーリーの回顧録の中で述べてゐる。Holland, *Remembering The Institute of Pacific Relations*, pp.380-381. また、冀の説へる経歴に関する、Greg Lewis, "From Polemics to Patriotism : The Transformation of Ji Chaoding, 1929-1943," Selected Papers in Asian Studies, Paper No.46, Western Conference for the Association For Asian Studies, 1993. が参考となる。

(18) ハの欄簡の具体的な内容は、Owen Newman, *Owen*

- Lattimore and the "Loss" of China*, p.329; 岩尾、前掲書、114頁～115頁。
- (9) SISS/IPR, pp.308-309, 916, 967.
- (10) "Draft Statement by Owen Lattimore," Sep.24, 1951.
IPR Papers box266.
- (11) ハのソシエテの議論の内容の分析に関する小林弘一「『対話と断絶—アメリカ知識人と現代アジア』(筑摩書房、一九八一年)」九三～一〇一頁を参照。
- (12) Lattimore, "Rough Draft for Possible Filing with Senate Subcommittee," December 1951, ibid., pp.48-51.
ハトヤカトガ抱いていたトトロ銀盤のコトば、小林、前掲書、119～129頁におこして詳しく分析されてる。
- (13) ハの「ヨーロー使館団」の報知書の内容ハトヤカトの果たした役割に關心ば Michael Schaller, *The American Occupation of Japan* (New York: Oxford University Press, 1985), pp.35-38; 岩尾、前掲書、一八五～一八八頁。
- (14) Lattimore, "Rough Draft," pp.53-58; 岩尾、前掲書、一七八～一八九、一〇四～一〇七頁。
- (15) Lattimore, "Rough Draft," pp.35-37. ハトヤカトはハの回憶録の母ドの同様の主張を行ってる。Lattimore, *China Memoirs: Chang Kai-shek and the War Against Japan*, compiled by Isono Fujiko (Tokyo: University of Tokyo Press, 1990), p.70.
- (16) Lattimore, "Rough Draft," p.20.

Lattimore and the "Loss" of China, p.329; 岩尾、前掲書、114頁～115頁。

(17) *Ibid.*, pp.61-62.

(18) ハの論争の背景には、「アメリカ」「ズム」における「異端の自由」の問題があつたところ同様の指摘は、小林、前掲書、一四四頁によるとある。